

インターネットにおける国際不正競業法

相澤吉晴

- I はじめに
- II インターネットにおける国際不正競業法
 - 一 発信地国法説
 - 二 受信地国法説
 - III おわりに

I はじめに

国際的不正競業について、その成立および効果（特に、損害賠償請求、差止請求）をめぐる諸問題の法的規制は重要な課題となっている。とくに、最近では、インターネットを始めとする様々なメディアにおける不正公告が注目を浴びるようになつていて、しかしながら、わが国においては、そのような問題に関しては、これまで本格的な検討はなされてこなかつた。⁽¹⁾そこで、インターネットにおける国際的不正競業に対する諸国の法規制の現状を取り上げることにしたい。

II インターネットにおける国際不正競業法

最近、諸国においては、インターネットにおける不正競業の準拠法の問題が注目を浴びてゐる。そして、この点についてでは、インターネットにおいては市場地国法主義は妥当しないとする見解もあるが、インターネットにおいても市場地国法主義が妥当とするとする見解が多数である。その際、前者は、発信地国法の適用を、後者は、受信地国法の適用を主張してゐる。

一 発信地国法説

「ICC Guidelines on Interactive Marketing Communications」(一九九六年三月十五日の最終案)⁽²⁾は、「そのような通信の頒布が開始する」国の法が適用されるとして、発信地国法主義を明らかにしている。最近の一九九八年四月一日の「インターネットにおける広告およびマーケティングに関する ICC のガイドライン」(ICC Guidelines on Advertising and Marketing on the Internet) も、一条において、「すべての広告およびマーケティングは、適法で、礼儀正しく、公正かつ誠実でなければならぬなど。『適法』とは、これらのガイドラインの文脈においては、広告およびマーケティングのメッセージがその発信地国 (country of origin) において適法でなければならぬことなどを意味するものと規定される」と規定し、発信地国法主義を明らかにしてゐるが、インターネットにおける広告およびマーケティングに対する規制として発信地国法が適用されるか受信地国法が適用されるかどちらかに関しては、現在国際的合意は存在しないとしている。⁽³⁾ われど、今へ最近の一〇〇四年一〇月の「電子メディアを使用するマーケティングおよび広告に関する ICC のガイドライン」(ICC Guidelines on Marketing and Advertising using Electronic Media) も、一条において、「電子メディアを使用するマーケティングおよび広告は、発信国あるいは許されれば広告者／市場商人が合意した国における規則

および規定に従わなければならない。広告者／市場商人は、準拠法が異なる場合にはその広告またはマーケティングのメッセージを向けている法域の規則および規定を認識しなければならない」と規定し、原則として発信地国法主義を採つて⁽⁵⁾いる。

まず、Dethloffによれば、結論的には、インターネットにおける競業行為の場合の市場地連結は、国際競業法について重要な連結公理に応えていない。連結の実用性も予測可能性も保障されない。競業法の比較法的考察をした場合に中心となる行為防止機能がそれによって侵害される。さらに、市場地連結は、結局たいてい最も厳格な法を基準とすることになるから、オンラインマーケティングの場合には疑問にぶつかる。⁽⁶⁾ そして、Dethloffによれば、ヨーロッパの領域について考えられる調整はますます発信地国法を考慮する新たな抵触法的方向へ向かうべきである、と。

また、Vianelloによれば、市場地主義は多国間競業行為の場合には限界につきあたる。国際的に頒布される印刷メディア、ラジオ放送および特にデジタルネットワークにおける不正競業の場合には、市場地主義は特に実行可能でもないし予測可能でもない。例えば、これらのメディアを介して頒布される公告の場合のように地理的に世界に及ぶ競業行為の場合には、市場地主義は市場の探求の困難さによつて多大な法的不安定性を示す。これは、しばしば多数の法秩序の同時的適用をもたらすことになり、それは公告活動者にも裁判所にも競業行為の準拠法を考慮ないし適用する場合に困難をもたらす。なるほど、知覚可能性（Spürbarkeit）の基準を介して問題となる法秩序の数の一部は削減されるが、この補充的な基準はインターネットにおける公告のように、特に不可分の競業行為の場合には広範囲に役立たない、と。⁽⁸⁾

二 受信地国法説

まず、ドイツにおいては、インターネットにおける不正競業に関する、受信地国法を適用した最初の判例として、

一九九八年一一月三日のフランクフルト上級地方裁判所の判決が挙げられる。同裁判所は販売機能を有するウェブサイトが問題となつた事案において、次のように判示した。すなわち、「インターネットにおける提供の場合の不法行為地についてはホームページの現実の開設が行われるかサーバーが所在する場所が基準とされるべくではなくて、不法行為地としてはホームページを決定的に受信する」とができる利益の衝突を引き起す場所が考慮される。これは、公正法においては競業利益の衝突が発生する場所である⁽⁹⁾」と。また、同様の趣旨を明らかにするものとして、二〇〇〇年二月一七日のブレーメン上級地方裁判所の判決が挙げられる。同裁判所は、インターネットにおける不当公表が問題となつた事案において、次のように判示した。すなわち、「市場における出会いの場所的領域をいかにして確定すべきかは、個別事案の事情に基づいて初めて判断される。インターネットにおける公表によつて行われた競業違反についてでは、同業者のインターネットへの参加がどのような受信者の領域に知覚できるほどに向けられているか、特にそこで提供される商品が誰に対して提供されるか、もしくは役務提供が誰に対して行われるかが基準とされなければならない。どのような受信者の領域に呼びかけられているかは、直接的にはまたは——明確であれば——当該ホームページの内容および構成から間接的に明らかになる。例えば、名宛人の範囲は、例えば商品または役務提供がドイツ内部においてのみ販売され外国においては販売しないという明示的な指示（いわゆる disclaimer）によつてドイツに限定され市場地が決定される⁽¹⁰⁾」と。さらに、二〇〇一年一一月一〇日の区裁判所の決定は、広告者が自己のウェブサイトでいわゆる disclaimer によつてドイツにおける顧客に販売しないこととを明らかにした事案において、その他の事情から広告が内国の大衆に向けられているという事情が明らかにならない場合には、民法施行法四一条一項によりドイツ競業法は適用されないと判示するにあたつて次のように述べている。すなわち、「適切な見解によれば、当該ウェブサイトがドイツにおいても呼び出し可能であるというだけでは、インターネット広告においてはド

イツ競業法の空間的適用範囲は開かれない。むしろ、客観的基準に従い、広告がドイツ市場における顧客にも向けられているかどうか、ホームページがドイツの顧客によつて決定的に呼び出し可能であるかどうかが確認されなければならない」⁽¹¹⁾と。最後に、11001年六月五日のハンブルグ上級地方裁判所の判決は、イギリス企業がドイツにおいて許可されていないインターネット賭博の開帳をドイツ企業がそのウェブサイトで広告した事案において、電子商取引指令および電信サービス法（Teledienstgesetz）四条一項において定められた営業所所在地主義（Herkunftslandprinzip）ではなくて市場地国主義が適用されるとしたを明らかにするにあたつて次のように判示している。すなわち、「ドイツ市場に向けられたE・スポーツ賭博有限会社の賭博の申込みの判断は、『市場地主義（Marktorprinzip）』に従い無制限にドイツ法による」と。

他方、学説においても、活発に議論がなされている。まことに、Hoernによれば、その公告についてインターネットを使用する者は、競業利益の衝突地が内国に存在する限り、公告をドイツ法に従い判断しなければならない。したがつて、Eメールが決定的に受信されるか www ホームページが決定的に受信可能な国の法が妥当する。なぜなら、そこで、意図的に市場事象への侵害が行われるからである。⁽¹²⁾と。

ついでに、Kotthoffによれば、インターネットにおける公告の方向は、単にウェブサイトの内容自体に基づいてではなくて付随的事情に基づいて決定される。インターネットにおける公告の方向の探求にとって重要なのは、とくに他のメディアにおける付隨的公告である。そのホームページを表示して印刷物、ラジオもしくはテレビにおいて内国で公告を行う者は、ウェブサイトに蓄積した公告表示によって内国市場を対象としていることを明らかにしている。⁽¹³⁾と。

Dieselhorstによれば、第一に、インターネットのウェブサイトを提供するサーバーの所在地は、ドイツ競業法の

適用の問題にとつては重要ではない。決定的なのはもっぱら『競業利益の衝突』地である。これは、ドイツのサーバーが提供するウェブサイトの場合にももっぱら外国に存在する。第二に、ドイツ法がインターネットウエブサイトに対し適用されるのは、それぞれのウェブサイトの提供者がその製品をドイツ市場においても販売している場合である。そうでない場合には、ドイツ競業法によつて保護される競業者の利益が、なるほど外国においては侵害されているがドイツにおいては侵害されていない『競業利益の衝突』地はもっぱら外国に存在する。ドイツ競業法はそのようなウェブサイトに対しては適用されない。インターネットにおいて広告する多くの企業は国際的に活動し、その製品をドイツにおいても提供しているから、インターネットにおいて現われる多くの企業は、ドイツ競業法の効果が『競業利益の衝突』地に制限することによってはわずかしか援助されない。結論的には、彼らにとつては依然としてウェブサイトのすべての形式において——少なくとも——ドイツ競業法が考慮されなければならないであろう。

外国法秩序はその競業秩序を適用する場合にはそれと同様の原則を妥当させているということが承認されれば、これは、国際的に活動する企業はウェブサイトを作成する場合にはつねに国際的に最も厳しい法、例えば、アルコール広告の場合にはイスラム共和国法、タバコ広告の場合には恐らくアメリカ合衆国法、比較広告の場合には恐らくドイツ法に従わなければならぬことになる。これは実際には実行不可能であることは明らかである。⁽¹⁵⁾したがつて、どのようにしてオンライン役務においてドイツ競業法の適用を適切に制限することができるかという問題が提起される。⁽¹⁶⁾競業違反のウェブサイトのドイツにおける呼び出し可能性だけではまだドイツ競業法を適用することにはならない。むしろ、一方ではウェブサイトがその客観的な方向からして（少なくともまた）ドイツにも向けられ、他方ではドイツにおける不正広告の効果がある程度重要な場合に、ドイツ競業法が適用される。この方向は個別事案の事情全体を考慮してケースバイケースでしか決定できない。その際には、とくに以下の基準が考慮される。言語。

すなわち、ドイツ語のウェブサイトは通常（少なくともまた）ドイツ市場に向けられるから、たいていドイツ競業法に従う。これに対し、外国語のウェブサイトは通例それぞれの言語が話される国で広告される。例外が考えられる（例えば、ドイツにおけるトルコまたはユーゴスラビアの少数に対する特別な提供）。英語のウェブサイトの場合には困難となる。すなわち、まさにwwwのような国際的なオンライン提供においては、英語の使用者のためにだけ考えられたのではないウェブサイトにおいても使用されている普遍的言語として、英語は現われる。例えば、ドイツの提供者の多くのウェブサイトも本来英語で起草されている。したがって、英語のウェブサイトは内容からしてドイツの名宛人集団にも向けられる。市場の意味。すなわち、ある企業にとつてドイツ市場が重要である場合には、ドイツ市場が企業の営業活動においてわずかな重要性しか演じない場合よりもそのウェブサイトはドイツ市場に向けられている。すでに見たように、サイトにおいて広告される製品がドイツにおいて入手されない場合には、ドイツはサイトのターゲットではない。広告の方法。すなわち、さらに、一般的な企業広告と特殊な製品広告とを区別しなければならない。一般的な企業広告は通例不特定の名宛人集団に対する広告に奉仕するから、原則として特定の市場に向けられていません。例外が妥当するのは、企業がその収益を全く主として限定された地域市場において目指している場合である。この場合においては、一般的な企業広告もまた第一にこの市場に向けられている。しかし、一般的には以下のことが妥当する。すなわち、ドイツ以外の企業のウェブサイトが一般的な企業広告に使用されればされるほど、それは決定的にドイツに向けられず、ドイツ競業法は適用されない。ディスクレーマー。すなわち、特定の『ディスクレーマー』（例えば・『このウェブサイトはA、B、C国についてのみ妥当する』）の提供もウェブサイトの対象の徴表となる。もちろん、特定の国に制限することも実質的には正当化される（例えば、製品の発注が特定の国からしか承諾されない）。実際にはその客観的な方向からして他の国の使用者にも向けられるウェブサ

イトの対象の純粹に表示上の制限は、準拠法を制限することにはならない。なるほど、ここでは個別事案における制限は困難である。しかし、傾向としては、インターネットの世界性からしてインターネットウェブサイトに対するドイツ法の適用は、寛大にというよりはむしろ制限的に操作されなければならない。したがって、競争している二つの自動車製造業者の明示的な例については、以下のことが明らかになる。すなわち、広告は英語で起草されているから、アメリカのコンツエルンBの比較広告に対してもドイツ競業法は適用されない。互いに比較されている二つの自動車は北アメリカにおいてのみ提供されているから、比較はもっぱら北アメリカ市場においてのみ重要である。ドイツの自動車製造業者Aのウェブサイトについては、それがハンブルグのサーバーから入手可能であるとしても同じことが妥当する。なぜなら、競業利益の衝突地はもっぱら北アメリカに存在するからである。⁽¹⁷⁾ と。

さらに、Bornkammによれば、市場地主義は、インターネットにおける公告手段の競業法的判断の場合に適切な結論に到達するのに十分な基礎を提供する。その際には、以下の原則を考慮しなければならない。特定の公告行為をいずれの法に従い判断すべきかという問題について公告を行う企業の本拠地は、問題となるホームページがアップロードされた場所と同様に役割を演じない。公告が市場事象に影響を与えた場所のみが基準となる。これがひとつの場所である必要はないことは明白である。したがって、特定の公告行為が複数の法秩序の競業法によることも避けられない。他方では、インターネットを介して頒布される公告手段は、公告手段を認識することができるすべての国々の競争秩序に必ずしも合致する必要はない。その際に、小集団についてのみ向けられたホームページは、通例インターネット接続から考察できるというインターネットの特殊性を考慮に入れなければならない。したがって、ドイツ法を適用するためには、ドイツ市場に対する意図的な侵害が必要である。特定の公告手段に対してドイツ法が適用されるかどうかという問題の場合には、ドイツの裁判所が聲明している禁止が当該企業に公告手段を一般的に思いとどまるよ

うに効果を及ぼすことがあることも考慮しなければならない。しかし、特定の公告行為について外国法において規定された裁量の余地は——できる限り——維持される。なぜなら、すべての競業者が与えられた裁量を利用するという外国法秩序の正当な利益が一般的に存在するからである。その製品を事实上国際的に市場化する競業者のみが対象とされる⁽¹⁸⁾、と。

また、Rüffmannによれば、ドイツ実質法の適用にとって決定的なのは、文書がドイツ市場を対象としているかどうかである。具体的な名宛人の範囲が、個別事例における実質的な基準に従い公表された文書の解釈によって探求されなければならない。したがって、競業事件においては、上に示した解決においては、多数の国際管轄権と並んで多数の競業法を適用可能にする。この結論の法的効果は多数の競業法の適用、ドイツ市場が対象とされる場合にはドイツ法の累積的適用である。損害賠償請求については、この処理は様々な国々において発生した損害全体がひとつのか秩序により算定されるのではなくて、そこで妥当している法秩序に従いそれぞれの領域に限定される損害算定が行われなければならないことを意味する。このことは、差止請求および除去請求についても当てはまるから、現行の法秩序がそのような請求権を認めている場合にのみそれらを認めなければならない。もちろん、これは不可分の行為については、原告は援用される最も厳しい国の法を基礎とすることができる、結論的には行為全体を禁止することができる⁽¹⁹⁾、と。

同様の趣旨を明らかにするものとして、Mankowskiの見解が挙げられる。Mankowskiによれば、本来の公告活動は宣伝される財貨のための市場において行われる。この市場は仮想世界ではなくて現実世界に存在する。この関係を真面目に考えれば、呼び出し可能国の競業法を適用するためにはその国から受信することができるという単なる可能性では不十分である。むしろ、潜在的な顧客の需要行動が少なくとも影響を受け、宣伝されている商品がその国の販売

市場で実際に供給されなければならず、公告が販売行為を惹起することができる事が加わらなければならない。注目される販売市場での独自な販売組織はもちろん必要ない。これは、まさにインターネット公告においては重要である。インターネット公告の大きな利点は公告企業が販売組織をもたない国における潜在的な顧客にも呼びかけることにあるからである⁽²⁰⁾、と。

さらに、Sackによれば、インターネットにおける不法行為もまた原則として民法施行法四〇条一項の不法行為地主義による。民法施行法四〇条一項の意味での行動地は競業法上重要なシグナルがネットに発信された場所に存在する。インターネットにおける不法行為の結果発生地は情報が受信可能な場所すべてに存在する⁽²¹⁾。そして、Sackによれば、市場関連的な競業行為の場合には、民法施行法四〇条一項の意味での重要な行動地および結果発生地はもっぱら情報を受けた場合には、市場の相手方へ作用した場所である。市場の相手方への作用とは、市場関連的な競業行為の場合には競業法上重要な行動および結果である。したがって、行動地および結果発生地はウェブサイトが受信可能な場所すべての場所ではなくてウェブサイトの受信可能性が市場の相手方へ作用することができる場所だけである⁽²²⁾。さらに、Sackによれば、公告の受信可能性によって市場の相手方へ作用する国の法の適用は、多国間不法行為の場合と同様に、市場関連的な競業行為の場合には最終的には市場の相手方に対する知覚可能な作用が期待されるすべての国の競業秩序が顧慮されなければならないことになる。なるほど、インターネットにおける競業行為は競業法に違反した国においてのみ禁止される。しかし、インターネットにおける競業行為の受信可能性を特定の受信地国に限定することができる場合には、ただひとつの国の競業法に基づく差止請求は、最終的にはインターネットにおける当該競業行為を世界的に禁止することになる。したがって、インターネットにおける競業行為が市場の相手方へ作用するすべての国の競業法に違反しないようにインターネット公告を行うことが望ましい。したがって、インターネットに

おける競業行為はその時々の最も厳格な法に従わなければならぬ。⁽²³⁾ インターネットの本質に合致した市場地主義の制限は、国際競業法においても抵触法的知覚原則から明らかになる。どのような理由からにせよ、インターネットによる公告は市場の相手方へ知覚可能な程作用しない国の法は適用されない。インターネットによる当該公告がインターネットの利用者の売買決定を惹起するのに知覚可能な程適している場合にのみ知覚可能性が存在する。それは、公告のために使用されている言語、当該市場において提供されている商品の処分可能性による。しかし、知覚可能性は提供商品の決定的な頒布地に必ずしも限定されない。逆に、インターネットにおける競業行為が決定的に市場の相手方へ作用した国の競業法がつねに適用される知覚可能性は客観的な基準に基づいて確定されなければならない⁽²⁴⁾、と。

Kiehoによれば、インターネットにおいては、民法施行法四〇条一項一文の意味での行動地は競業法上重要なシゲナルがネットに発信された場所である。インターネットにおける不法行為の結果発生地は情報が受信可能な場所に確認されなければならない。インターネットにおいては、民法施行法四〇条一項の意味での行動地もしくは結果発生地によりその時々の事案についての準拠法の決定を行うことはもちろん問題である。その場合には、両者の連結点はインターネットにおいては存在しない場所的関連性に準拠しているというのが基本的な考え方である。その際には、インターネットにおける不法行為準拠法を行動地か結果発生地に基づいて決定する欠点は明白である。行動地が基準となるとすれば、コンテンツのプロバイダーはそのサーバーの所在地に応じてそれぞれ責任規定を免れることができる。もっぱら結果発生地が基準となるとすれば、コンテンツのプロバイダーはインターネットに接続されている国⁽²⁵⁾の法秩序すべてを視野に入れなければならないであろう。なるほど、この市場地主義を適用する場合には、インターネットにおいて受信可能な情報のすでに述べた遍在性に基づいて、インターネットに接続する国すべてが競業利益の錯綜地として考慮される。したがって、市場関連的な競業行為の場合には、すべての国の競業秩序が顧慮されなければならない

ず、ただひとつの国の競業法に違反しただけでも当該インターネット公告を世界的に差止める」とになる。しかし、通説によれば、国際競業法においては、原則として妥当する市場地主義は抵触法上の知覚原則（Spürbarkeitsregel）によってインターネットの本質に適応させられなければならない。この抵触法上の知覚原則によれば、その時々のインターネット公告が競業利益の錯綜を惹起せず競業者の競業利益の衝突が認められない国の法の適用は問題とならぬい。この解決方法は評価的な観点からは適切であると思われる。なぜなら、公告を行う企業は国際的次元においてインターネットを使用することによって国内次元においてインターネットを使用しないで可能であることよりもはるかに広い顧客の範囲に場合によつては呼びかけることができるからである。したがつて、公告を行う企業に対してもより大きな責任のリスクを課すことが適切であると思われる。万一の不正競業行為が知覚可能であるかどうかは客観的な基準に基づいて確認されなければならない。したがつて、インターネットにおける当該公告がある国インターネット利用者の購買決定を惹起するのに不適切である場合には、知覚可能性がないことを前提としなければならない。その場合には、特にその時々の公告について使用される言語がある役割を演じる、⁽²⁶⁾ と。

さらに、同様に、Leupold / Bräutigam / Pfeifferによれば、インターネットにおける公告行為については、市場地主義の厳格な適用はドイツ競業法がほとんど無制限に適用される結果になる。なぜなら、全世界の情報はドイツにおいて受信可能であるからである。したがつて、市場地主義はオンラインの領域においては一定の制限の必要がある。⁽²⁷⁾ そして、公告が内国における販売行為を惹起するのに適しておりかつそのために供される場合に、競業利益が主として関係するから、公告の方向が基準となる、と。

加えて、Schmid/Städlerによれば、国際的公告の客観的な方向は、正当であると判明した抵触法的基準である。もちろん、その基準は公告自体ではなくて公告メディアを手掛かりとする。当該概念はすでに述べた決定的な販路であ

る。判例によれば、この基準は、公告が地上放送によるものであれ、衛星放送によるものであれ、ケーブル放送によるものであれ、雑誌における公告、ラジオ、テレビにおける公告について妥当する。インターネット公告の決定的な販路は全世界である。したがって、インターネット公告の決定的に世界的な販路を選択して製品およびサービスについてそれから生ずる販売機会を利用する者の公告は、原則として販売機会を求める各国の国内法秩序に従い判断されなければならぬ⁽²⁹⁾、と。

同様に、Thünkenによれば、インターネットにおける不法行為の場合の結果発生地は、原則として情報が受信可能な場所である。しかし、インターネットにおける多国間競業行為に関する市場地主義は、一部インターネットにおける公告はインターネット利用者の購買決定を惹起するのに知覚可能な程に適していなければならないというように制限される（抵触法的知覚可能性の原則）。したがって、利用者が単にネットワークにアクセスした市場地法は適用されない。例えば、ホームページを有するパリ所在のピザ店はホームページがドイツで受信可能であるというだけでは、ドイツの公告法を遵守する必要はない。また、ホームページが決定的に受信可能であるかどうかを基準とする者もあるが、いつから『決定的な受信』が存在するかが問題となる。結論的には、ホームページの目的を客観的に決定しなければならない。客観的な知覚可能性のそのような基準は、様々な国々の注文の電話番号の表示、様々な通貨、支払方法、ウェブサイトの体裁、公告されたサービスの性格もしくはウェブサイトで使用される言語である。しかし、例えば、wwwにおける英語の使用による客観的な知覚可能性の基準としての言語は極めて問題である。競業行為の目的という基準に目を向けることは、競業法においては行為規制という機能が中心であるという事実と軌を一にする。したがつて、市場地法への連結が可能となるのは、供給者たる企業が自らの行動および競業行為に影響を及ぼし、当該ホームページの開設によって市場地への作用を防止できる場合だけである。個別事例は確定の困難をもたらすであ

ろう。知覚可能性の判断に際しては、公告形態も考慮しなければならない、と。⁽³⁰⁾

Köhlerによれば、原則として世界中至る所で受信可能なインターネットにおける公告の場合には、市場地としては、市場へ決定的に作用した場所が基準となる。したがって、広告者がいずれの人を対象としているか、どこで市場の相手方への受信が作用したかが決定的に重要である。これは、事案のすべての事情を考慮して決定されなければならない（ウェブサイトの構成、申し込みの特殊性、社風等々）。しかし、効果は当該国において当然知覚可能でなければならない⁽³¹⁾、と。

Hefermehlによれば、インターネットのような国際的なコンピューターネットワークにおいて競業違反の公告が行わられる場合には、不法行為地は公告が受信可能なすべての場所である。公告が受信されるまで準備されているコンピューターが内国に存在するかどうかは顧慮されない。したがって、ドイツ市場において活動するすべての企業はドイツ競業法に従いインターネット公告を行わなければならない。これは、公告がドイツ語で作成されていないがその意味が知られているわずかな言葉からのみ構成されている場合にも当てはまる。インターネットにおけるウェブサイトについての公告の場合には、競業利益の衝突地はウェブサイトが決定的に受信可能な場所すべてに存在する。ドイツ競業法を適用するためには、公告される給付がドイツにおける取引集団にも向けられていなければならぬ。ドイツに制限されていない世界的な規模のウェブサイトはドイツにも向けられている、と。⁽³²⁾

Löfflerによれば、ウェブサイトが当該国家において受信可能であることでインターネットにおける競業行為の準拠法の解釈にとつては十分であり、公告されている製品または役務提供が当該国に所在する当該人物から受領することができることは排除されていない。別の見解とは異なり、国際私法は修正される必要はない。なぜなら、国際私法は一貫してかつ適切にインターネットという事態に反応するからである。従来の頒布の可能性と比較して多数の領土

および法秩序に關係する限りにおいて、事態は変更した。しかし、この世界的な普及がインターネットの意味及び目的である。メディアの國際性に基づいて多数の市場地もまた発生し、それはそのつどそれ自身の法によつて判断されなければならない、と。⁽³³⁾

Lurgerによれば、公正法上の作用主義（Wirkungsprinzip）においては、偶然の個別的な締結は当該市場地法の適用へ導かない。当該国における意識的な方向の実質的な取引活動のみが重要な市場作用を生み出すことができる。市場作用を決定する場合には、——消費者保護法とは異なり——カルテル法上の処理方法（『知覚可能性（Spürbarkeit）』等々）との平行が全く適切であると思われる。ハハでもまた、次のことが妥当する。すなわち、その提供を特定の国に及ぼさないという企業の單なる宣言は、この市場において注目すべき取引を締結している場合であつても影響しない、と。⁽³⁴⁾

Reicheによれば、インターネットにおける広告の特殊性は——印刷物と異なり——それが世界的に呼び出し可能であるという事実にある。この地域的な非拘束性において、国際私法の枠内において多国間不法行為という特殊な場合をどのようにして回避するかという問題が提起される。この場合に競業法の原則が妥当する。インターネットの不法行為の場合の結果発生地は原則として情報を呼び出すことができる場所である。もちろん、——インターネットにおける多国間競業行為の場合には——広告は抵触法上の知覚可能性の原則によるとして市場地主義を制限しなければならない。これは、広告がインターネット利用者における決定を惹起するのに知覚可能に適していなければならぬということを述べている。この原則によつて、利用者がデータへアクセスするに過ぎず、實際にはその行動に対しても影響を及ぼさない市場地法が適用されることを防止する。そのことから、ホームページの対象が客観的觀点から決定されなければならないことが明らかになる。地域に特有な電話番号の表示、通貨の表示、支払情報または

申し込まれる給付の性格が客観的な基準であろう。しかし、インターネット広告の言語は客観的に判断される基準としては援用できない。なぜなら、慣行——例えば英語——に基づいて知覚可能性の確認は極めて問題であろう。客観的な区別の標識の適用のために補充的な論拠は競業法上中心となる行為規制の機能である。したがって、当該販売市場に対する効果がインターネットにおける広告の形成によつて可能である程に競業行為が影響を及ぼす場合にのみ、市場地法への連結が適用されなければならない。この情報の利用可能性および知識だけでは競業違反にとつてまだ不十分である。なぜなら、例えば、申し込まれた製品またはサービスが当該市場において入手していない場合には排除される競業状況が重要であるからである。したがつて、提供者はその提供の限定によつて準拠法をも制限することができる。しかし、他の市場においても競業状況が発生することを提供者が意識しなければならない場合には、単に仕向地国を限定するだけでは不十分である。したがつて、提供の客観的な対象を基準としなければならない。競業違反についての市場地主義の無制限かつ直接的な適用は、問題の多様性からしてインターネット広告の場合には問題である。多数の国で競業状況が存在する場合には、結局最も厳格な法が貫徹し、インターネットの世界性がここでも調和を有利に出現させることに注意しなければならない。国際競業法の完全な無限性に対抗するためには、市場地主義はインターネットの領域においては極めて控えめに適用されなければならない。個々の国家の制限的な競業慣行が世界的な妥当性を獲得することは自由かつ世界的なインターネット競業者の利益のためには好ましくない、と。

Kieningerによれば、ウェブサイトの世界的な呼び出し可能性から引き出される国内市場への原則的な方向は、提供者の手段によつて制限される。それは客観的に確認できるものでなければならぬ。支配的な見解によれば、特定の市場への主観的な方向はどうでもよい、と。⁽³⁶⁾

また、スイスの Stäheliによれば、インターネットにおける公告の知らせは、公正法的觀点においては原則として

潜在的な顧客および／または競業者が所在するすべての国の法秩序により判断されるべきである。この準拠法秩序の累積は、注目される公正法上の帰結を免れようとすれば、多数の法秩序に従うことが保障されなければならないという結論になる。インターネットは法秩序の許容性の限界を動く攻撃的な公告を行うには危険なメディアであることが分かる。なぜなら、そのリスクは他の法秩序における限界を超えるほど大きいからである⁽³⁷⁾、と。

Rosenthalによれば、不法行為についてインターネットが（例えば不正な広告サイトの形で）利用された場合には、市場効果主義に基づいて当該市場の相手方が出現するような場所がすべて抵触法上基準となる市場であるということが明らかになる。これは直接行われなければならず、散発的に行われるものであってはならない。これに対して、効果の予測可能性は（抵触法上）重要ではないし、加害者自身の市場も行動地も重要ではない。市場が複数の国々に関する場合には、違法性は各市場毎にそれぞれの法秩序に従い審査されなければならない（配分的適用ないし累積的適用）。これは、インターネットの提供者にとつては一般的な不法行為に関して負担するよりもかなり高いリスクを意味する。wwwにおけるその情報サイトまたはユーズネットにおける広告が自国市場においては許されるが、他の国においてはそこに居住する提供者に対する偶然的にかつ予想外に不正競業があることがある。これが——国営放送またはテレビ放送の国境近辺の外国における受信の場合に——重要でなく『意図的ではない拡散』とみなされるかどうかは少なくとも問題である。とくに、スイスの公衆に向けられるユーズネットフォーレンにとつては、この論拠はまだ弁護できる。そのようなフォーレンは稀にしか他国においてユーズネットサーバーを開設しないだろうし、たいていはスイスに居住する人によってのみ呼び出し可能であろう。これに対して、マーリングリストのウェブサイトまたはEメールは内国の受信者同様外国の受信者にも向けられている。もちろん、インターネットは国際的に操作されるネットとして解釈されるが、提供は内容としては必ずしもそうではない。さらに、提供には特定の顧客にとつ

てのみ考えられているとする表示が与えられることがある。したがって、いずれの市場に向かっているかが明らかである。他の市場への効果が無視されたものとみなされ抵触法上無視されるのに、これで十分である。⁽³⁸⁾、と。

同様に、Glöcknerによれば、インターネットにおける競業行為の場合には、抵触法上重要な効果は市場事象が侵害される場所すべてに認められなければならない。したがって、ネットへの発信地は重要ではない。市場にとつて重要な効果の基礎づけの出発点は特定のウエッブサイトの受信である。顧客に向けられた要件事実（例えば、欺罔、不適切な影響）の場合には顧客の経済的な決定が影響されたすべての場所が基準となる。競業者に向けられた要件事実（中傷、盗用）の場合には、さらに関係者が問題の地理的市場に存在することが必要である。⁽³⁹⁾、と。

なお、オーストリアの Schönherrによれば、インターネットにおけるウエッブサイトはすべての関係諸国の競業法規定に従うように行われなければならぬ。したがって、インターネットサイトは競業法が最も厳格な要件を定めている各関係国の法に従わなければならぬ。『最も緩やかな』法を適用する基盤は存在しない。しかし、いわゆる拡散の場合には市場地主義は制限されなければならない。⁽⁴⁰⁾、ドイツ競業法に従うインターネットサイトは他の国の競業法秩序にも違反してはいられない。インターネットにおいて商品またはサービスがドイツのインターネット顧客に提供される場合には、つねにドイツ競業法に従つていなければならない。これは、特に公告がドイツ語で作成されドイツの顧客に向けられドイツ市場において知覚可能である場合に当たる。実際には、これは競業違反に基づく請求権が実際に行使できるという要件のもとでのみ意味を有する。インターネットにおける提供が特定の法秩序との関連性を示す名宛人集団に留保されていない場合には、私見によれば競業によって影響を受けることが予測可能な法秩序全体による『法的チェック』が必要である。⁽⁴¹⁾、と。

三 おわりに

最近、諸国においては、インターネットにおける不正競業の準拠法の問題が注目を浴びる。一方で、日本の裁判所では、インターネットにおける市場地図主義は妥当しないとする見解もあるが、インターネットにおける市場地図主義が妥当であるとの見解が多数である。その際、前者は、発信地法の適用を（一九九六年四月）日本法、後者は、「ICC Guidelines on Interactive Marketing Communications」（一九九八年四月）日本法の適用を主張する。後者は、受信地法の適用（一九九八年十一月）日本法の適用を主張する。裁判所の判決、二〇〇〇年一月、ヤマトの「ノーメックス」上級地方裁判所の判決、二〇〇一年一月、日本法の上級地方裁判所の決定、二〇〇一年六月、日本法のハカルケ上級地方裁判所の決定、Hoern, Kotthoff, Bornkamm, Rüßmann, Mankowski, Sack, Kiethe, Leupold/Bräutigam/Pfeiffer, Städler, Thünken, Köhler, Hefermehl, Löffler, Lurger, Reiche, Kieninger, Stäheli, Rosenthal, Glöckner, Schönher）を主張している。

（注）

- (1) 最近、わが国における平成十五年一〇月十六日の東京地裁判決は、日本国内から米国の取引先に対して行われた電子メール及び郵便による営業誹謗行為の差止請求事件について法例一一条一項により請求権の原因事実発生地法が準拠法となり、原因事実発生地は発信地なし発送地たる日本であれども発信地法たる日本法を適用して、発信地法主義を採用した。判例タイムズ一一五一号〇九頁以下、判例時報一八七回（一一頁以下）、長谷川俊明「涉外判例教科書」国際商事法務一一卷九回一一七八頁、L&T一一回九七頁以下参照。この判決文は、<http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/F4341569E2231E6E49256E2F0024C48E/>

?OpenDocument形式も入手可能。)の判決に賛成する評釈として、奥山淳「日本の裁判所による外国特許権の侵害判断について「サンコ化石粉体事件」AIPPI四九巻五号二七一頁参照。また、安部隆徳「外国特許権侵害事件の国際裁判管轄・準拠法・文言侵害・均等侵害・不正競争防止法違反—フェスト最高裁判決を適用した東京地裁判決の意義及び今後の展望—」知財管理五四巻一〇号一四八五頁以下参照。)これに対し、判決に反対し、結果発生地法たる米国法を準拠法とするものとして、大野聖一「実務的観点からの検討と課題—米国特許権に基づく差止請求権不存在確認訴訟判決を中心として—」「国際私法上の知的財産権をめぐる諸問題に関する調査研究報告書」(知的財産研究所)一一一七一一一八頁参照。)、「不正競争」を独立の法律関係とみて条理により、「不正競争」概念の多様性に鑑みて、「市場に関連する不正競業」と「営業に関連する不正競業」に区別し、それぞれ市場地法、不法行為地法(法例一一条)を適用する見解がある。樋爪誠「[判例研究]外国特許権に基づく差止請求権の不存在確認が争われた事例」L&T二四号八五頁参照。)の見解は、営業誹謗行為を「市場に関連する不正競業」と捉えたのか、それとも「営業に関連する不正競業」と捉えたのか明示していながら、結論的には日本法を準拠法とする。最後に、不正競業に法例一一条を適用し、競業行為を、公衆の利益を保護する必要性の高い「市場に関連する不正競業」と競業者の利益を保護する必要性の高い「営業に関連する不正競業」とに分け、前者の不法行為地を市場地、後者の不法行為地を被害者の営業所所在地とする見解がある。)の見解によれば、本件の営業誹謗行為は、「営業に対する不正競業」であるから、不法行為地は被害者の営業所所在地、つまり日本であり、日本法が準拠法とされる。藤沢尚江「涉外判例研究」)六二二頁一一八七号一四六頁参照。

- (2) Thomas Hoern, Werberecht im Internet am Beispiel der ICC Guidelines on Interactive Marketing Communications, in : Michael Lehmann (Hsg.), Internet und Multimediarecht (Cyberlaw), 1997, S. 113.
- (3) http://www.iccwbo.org/home/statements_rules/rules/1998/internet_guidelines.asp 参照。
- (4) 一九九九年五月一八日の「Code on Internet advertising gathers international support」(http://www.iccwbo.org/home/news_archives/1999/support_for_internet_advertising.asp) 参照。
- (5) http://www.iccwbo.org/home/statements_rules/rules/2004/Guidelines-on-Marketing-and-Advertising-using-Electronic-Media.asp 参照。
- (6) Nina Dethloff, Marketing im Internet und Internationales Wettbewerbsrecht, NJW, 1998, S. 1602.Dethloff, Marketing on the Internet and international competition law, Commercial Communications, 1998, p. 16. ただし、Dethloffによる「国際的なデータ網による競業行為の場合の市場地の決定は出版物やラジオ放送における競業行為よりもかかる多くの問題をもたらす。)れば一方ではデータ網

における競業行為の多様性による。公衆に向けられた公告および個別化された公告並びに販売行為とともに、すでにネット以外においても抵触法上別個に取り扱われなければならない種類の競業行為も実際見られる。しかし、特にデータ網における競業行為には、外国市場において競争に対し知覚可能に作用するのに競業行為が適格性を有しているかどうかという確認を他のメディアにおいて容易にする頒布のような徵表が存在しない。したがって、これは、具体的な手段の分析によって初めて決定される。データ網における競業行為の場合には、世界的な受信可能性に基づいて、潜在的に関係する市場の数は通常他のメディアよりもはるかに多い。したがって、特定のオンライン競業行為がこれらの市場のうちのいずれの市場に對して作用するのかはほとんど予測不可能である。データ網における商号および役務提供の提供者およびその他の関係者の競業法上の責任は多数の法秩序によりしばしば判断される」
(Dethloff, *Europäisierung des Wettbewerbsrechts*, 2001, S. 120.) △。

(7)

Dethloff, a. a. O., S. 1603. Dethloff, op. cit., p. 16. また、Dethloffによれば、「共同体法上および抵触法上定礎されるヨーロッパ競業抵触法においては、すべての競業法秩序の累積的適用へ導く伝統的な市場地連結は多国間競業行為について修正されなければならぬ。すべての市場地法の代わりに営業所所在地法が適用されなければならない。ヨーロッパ連合内部における不可分の競業行為の場合における市場地連結から営業所所在地への連結の変更は、一般的なヨーロッパ競業抵触規範を補充する多国間競業の場合の特別連結によって第一次的に実現される」(Dethloff, *Europäisierung des Wettbewerbsrechts*, 2001, S. 306.) △。

(8)

Mirko Vianello, *Das internationale Privatrecht des unlauteren Wettbewerbs in Deutschland und Italien*, 2001, S. 307.

(9)

IPRspr. 1998, Nr. 126. 本判決における詮釈として、Mankowski が挙げられる。Mankowski は次のように述べている。すなわち、「ハッハクフルト上級地方裁判所は十分に熟慮した判決を下しており、完全に同意すべきである。裁判所がインターネット公告についての国際競業法において抵触法的な知覚可能性の端緒を構築した」とは正当である。ドイツにおけるウエブサイトの単なる受信可能性を基準とする」とは実際非常に広すぎる。供給がドイツ市場に向けられていない場合には、それは欠けている。したがって、ウェブサイトの方向が重要である」(Peter Mankowski, OLG Frankfurt / M. EWiR § 1 UWG 7/99, S. 472.) と。すでに、一九九七年四月四日のデュッセルドルフ地方裁判所は、インターネットメインとして商号を登録する場合に商標権者より先願した第二者が、商標として保護される商号を『横取りする』行為を不法行為ひとては不正競業として性質決定した後に、その国際裁判管轄権に関する同様の趣旨を明らかにしてくる。すなわち、「出版物、ラジオ、テレビ、ビデオもしくは Box であれ、マスメディアにおける競業違反行為については、不法行為地は単に発信地—インターネットによる提供については、例えばサーバー所在地—ではなくて、

単なる偶然ではなくて決定的に第三者にメディアが受信された名々の場所であるところ一般原則が妥当であら」(GRUR, 1998, S. 160.)

△。

- (10) Computer und Recht, 2000, 11, S. 772. 本判決における論點として、Mankowski のそれが挙げられ。Mankowski は次のとおり述べる。「あなたが、「役務提供の拡大市場は役務提供が行われるか役務提供の特有な連結点が位置づけられる場所にのみ存在するのではない。むしろ、提供される役務の潜在的な利害関係者／需要者がどこに所在するかが重要である」」(Peter Mankowski, Wettbewerbrechtliches Gerichtspflichtigkeits-und Rechtanwendungsrisiko bei Werbung über Websites, Computer und Recht, 2000, 11, S. 769.)
- △。また、Kotthoff のそれが挙げられる。Kotthoff は次のとおり述べる。「あなたが、「裁判所は、私の田舎へ、不出で却を命むホームページが内国におこし取扱可能であるところだけでは競業利益の衝突地は内国に存在しないとするべきを同時に明かにした。そのとおりでない場合は拒絶されなければならぬのである。なぜなら、そのとおりでない場合は実際わざわざインターネット上に登録する必要がある。その場合には、公示の場合の競業利益の衝突地までの方向に従う決定が、それがた個別的事情に基づいて探求されなければならないから、無視されねばならない」」(Jost Kotthoff, Anwendbares Recht bei Werbung per Internet, Kommunikation und Recht, 1999, 3, SS. 139-140) △。

- (11) IPRspr. 2001, Nr. 121.
- (12) IPRspr. 2002, Nr. 123.
- (13) Thomas Hoern, Internationale Netze und das Wettbewerbsrecht,in : J. Becker (Hrsg.), Rechtsproblem internationaler Datennetze, 1996, SS. 42-43.
- (14) Jost Kotthoff, Die Anwendbarkeit des deutschen Wettbewerbsrechts auf Werbemaßnahmen im Internet, Computer und Recht, 1997, 11, S. 682.
- (15) Jochen Dieselhorst, Anwendbares Recht bei Internationalen Online-Diensten, <http://www.freshfields.com/practice/commsmedia/publications/pdfs/onlinediensten.pdf>, SS. 3-4.
- (16) Dieselhorst,a.a.O., S. 4.
- (17) Dieselhorst,a.a.O., SS. 6-8.
- (18) Joachim Bornkamm, Gerichtsstand und anwendbares Recht bei Kennzeichen-und Wettwerbsverstößen im Internet, Neues Recht für neue Medien, 1998, ss. 114-115.

- 23— インターネットにおける国際不正競業法 (相澤)
- (19) Helmut Rüßmann, Wettbewerbshandlungen im Internet-Internationale Zuständigkeit und anwendbares Recht, Kommunikation und Recht, 10, 1998, S. 427.
- (20) Peter Mankowski, Internet und Internationales Wettbewerbsrecht, GRUR Int. 1999, S. 911.
- (21) Rolf Sack, Das internationale Wettbewerbs- und Immateriagüterrecht nach der EGBGB-Novelle, Wettbewerb in Recht und Praxis, 2000, 3, S. 277.
- (22) Sack, a. a. O., S. 277.
- (23) Sack, a. a. O., SS. 277-278.
- (24) Sack, a. a. O., S. 278.
- (25) Kurt Kiethe, Werbung im Internet, Wettbewerb in Recht und Praxis, 2000, 6, S. 618.
- (26) Kiethe, a. a. O., SS. 618-619.
- (27) Andreas Leupold/Peter Bräutigam/Markus Pfleiffer, Von der Werbung zur kommerziellen Kommunikation : Die Vermarktung von Waren und Dienstleistungen im Internet, Wettbewerb in Recht und Praxis, 2000, 6, S. 582.
- (28) Leupold / Bräutigam / Pfleiffer, a. a. O., S. 582.
- (29) Wolfgang Schmid / Hans Jörg Städler, Passivlegitimation bei Wettbewerbsverstößen im Internet, in : Jürgen Schwarze (Hrsg.), Rechtsschutz gegen Urheberrechtsverletzungen und Wettbewerbsverstöße in grenzüberschreitenden Medien, 2000, SS. 73-74.
- (30) Alexander Thünken, Die EG-Richtlinie über den elektronischen Geschäftsverkehr und das internationale Privatrecht des unlauteren Wettbewerbs, Praxis des Internationalen Privat- und Verfahrensrechts, 2001, Heft 1, S. 16.
- (31) Köhler / Piper, UWG, 2001, SS. 90-91.
- (32) Baumbach-Hefermehl, Wettbewerbsrecht, 2001, SS. 268-269.
- (33) Severin Löffler, Werbung in Cyberspace-Eine Kollisionsrechtliche Betrachtung, Wettbewerb in Recht und Praxis, 2001, 4, S. 384.
- (34) Grigitta Lurger, Internationales Deliktsrecht und Internet-ein Ausgangspunkt für grundlegende Umwälzungen im Internationalen Privatrecht?, Aufbruch nach Europa, 2001, S. 491.
- (35) Frank Reiche, Werberecht deutscher Rechtsanwälte im Internet, <http://www.frank-reiche.de/aufsaetze/werberechtrae.htm> ↴

入門

- (35) Eva-Maria Kieninger, Die Lokalisierung von Wettbewerbsverstößen im Internet-Ist das Marktortprinzip zukunftsfähig?, Die Bedeutung des Internationalen Privatrechts im Zeitalter der neuen Medien, 2003, S. 128.
- (37) Thomas Stäheli, Kollisionsrecht auf dem Information Highway,in:R.M.Hilty (Hrsg.), Information Highway, 1996, S. SS. 602-603.
- (38) David Rosenthal, <http://www.rvo.ch / docs / ajpl197-ipr-dr.pdf>, SS. 13-14.
- (39) Jochen Glöckner, Wettbewerbsverstöße im Internet-Grenzen einer Kollisionsrechtlichen Problemlösung, Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft, 99 (2000), S. 285.
- (40) Georg Schönher, Wettbewerbsrechtliche Aspekte des Internet, Österreichische Blätter für Gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht,1999, S. 268.
- (41) Schönher, a. a. O., S. 268.